

# 墨田区消費者ニュース

平成27年12月発行 第109号

ふれあい活カ作り

すみだ

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係  
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL03-5608-6184

## 電気ストーブ等の電気暖房機器による火災、**注意!** ゆたんぽやカイロ等による低温やけどに



これから冬を迎え、暖房機器を使用する機会が増加する季節ですが、電気ストーブ等の機器や、ゆたんぽ、カイロ等の事故も多く発生しています。

電気暖房機器による事故を防ぐためには、「**周囲に可燃物（衣類、布団等）や可燃性ガスを含むスプレー缶等を置かない**」「**機器に異常を感じた場合には直ちに使用を中止する**」などが重要です。ゆたんぽ、カイロ等による事故を防ぐためには「**長時間同じ場所を温めないこと**」

などが必要です。お持ちの製品の取扱説明書を今一度ご確認ください。

暖房機器を使用する機会が増加する時期に際して、製品を正しく使用し、事故を未然に防止しましょう。

**nite** National Institute of Technology and Evaluation  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 より

## 消費者講座

### マイナンバーについて学ぶ

【と き】 12月24日(木)

午後2時～3時半 受付:午後1時半

【ところ】 すみだ女性センター 3階ホール

【対象】 区内在住・在勤の方どなたでも

【定員】 先着100人

【申込み】 12月11日(金)午前9時から

すみだ消費者センター [5608-1516](tel:5608-1516)へ

【講師】 弁護士 中野智昭先生  
●日本弁護士連合会情報問題対策委員会所属





# チラシを見て水漏れ工事を頼んだら高額な請求をされた！

## 【相談事例】

水道の検針員から水漏れを指摘されたので、ポスティングされていたマグネット広告を見て業者に連絡した。担当者が来て調べたところ、「水漏れ箇所はトイレだが、配管も古いのでいつ水漏れするか分からない状態だ。配管も交換する必要がある。」と言われた。

工事の見積額は28万円と高額だったので、「マグネット広告には低料金とある。もっと安くないか。」と言ったら3万円値引きされたので契約した。工事は短時間で終わった。水漏れは直ったが配管工事は不要だったと思うのもっと値引きさせたい。

## 【アドバイス】

見積額を提示されて契約し工事も終了しているので、たとえ市価に比べ高額であっても契約は終了しており、値引き交渉は困難と思われる。

チラシやマグネットなどの広告を見て呼んだ修繕業者と、サービスや料金についてトラブルになるケースが目立っています。

消費者センターは、工事内容や料金についての判断はできません。工事代が高額の場合は契約を急がず、他社からも見積もりを取って比較検討することが大切です。

広告の内容だけで判断せず、申込時にしっかりと確認しましょう。

## すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**

まずは電話でご相談ください

■ 相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■ 相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■ 所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線  
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

